流通経済大学付属柏高等学校 ハラスメント防止に関する規程(内規)

(制定 2020年4月1日)

(目 的)

第1条 この規程は、日通学園 流通経済大学付属柏高等学校(以下「本校」という)におけるハラスメントの防止と適切な対応を図り、安心して過ごせる環境づくりを目指すことを目的とする。

(定義)

- 第2条 この規程において、「ハラスメント」とは次の各号に定めるところによる相手の人 格や個人の尊厳を侵害することをいう。
- (1) セクシュアル・ハラスメント

相手の意に反する言動によって、相手や他の人を不快にさせる性的言動を指す。

ア 地位利用型(対価型)セクシュアル・ハラスメント

相手に教育、研究、指導、助言、採用、就労などの関係で、利益や不利益を与えること のできる立場にある者、特に教員や上司が、その立場を利用して相手に性的対応を求める こと。

イ 環境型セクシュアル・ハラスメント

性的言動によって、教育、研究、就労の環境を害すること。性的言動の対象者以外の者 が不快と感じた場合、あるいは性的言動が特定の相手に向けられたものでない場合も含 む。

(2) アカデミック・ハラスメント

教員等の権威的又は優越的地位にある者が、意識的であるか無意識的であるかを問わず、その優位な立場や権限を利用又は逸脱して、その指導等を受ける者の教育・研究意欲及び教育環境を著しく阻害する結果となる、教育・研究上不適切な言動、指導又は待遇を指す。

(3) パワー・ハラスメント

職務関係などにおける権力や上位の立場、優位な地位等を背景に、意識的であるか無意識であるかを問わず、その部下や同僚の職務上の権利を侵害したり、人格的尊厳を傷つけたりする不適切で不当な言動、指導又は待遇を指す。

(4) マタニティ・ハラスメント

妊娠・出産、育児休業等を理由とする解雇、雇止めなど不利益な取り扱い及び上司・同僚等による職場環境を害する行為を指す。

- (5) その他のハラスメント
 - (1)~(4) 以外で、相手の人格や個人の尊厳を傷つける不適切で不当な言動、指導又は待遇を指す。

(適用範囲)

- 第3条 この規程は、本校を就学の場とするすべての生徒及び本校を職場とするすべての教職員(派遣労働者含む)などに適用する。
- 2 ハラスメント行為者が、本校生徒又は本校教職員等であるときは、行為の行われた場所、時間、対象者の如何に関わらず本校として適切な措置をとる。また、本校以外の者が 行為者である場合についても、その者が所属する組織・団体になどに対し、必要な措置を とることを求めるなどをして解決に努める。

(ハラスメント防止に関する委員会)

- 第4条 本校は、ハラスメント問題に対処するため、ハラスメント防止に関する委員会(以下「ハラスメント防止委員会」という)を設ける。
- 2 委員長は教員の中から校長が委嘱する。
- 3 ハラスメント防止委員会の委員は次の者とする。但し、当事者はその案件には関らない ものとする。
- (1) 校長が指名した管理職 1名
- (2) 養護教諭 1名
- (3) 校長が指名した者 2~3名
- 4 ハラスメント防止委員会は次の事項について審議する。
- (1) ハラスメントについての相談に関すること。
- (2) ハラスメントに対する事実関係の調査に関すること。
- (3) ハラスメントの被害者救済・援助に関すること。
- (4) ハラスメント防止のための啓発に関すること。
- (5) その他ハラスメントに関すること。
- 5 委員長は前項の議事内容について、校長及び管理職に報告し、校長は必要な措置を講じる。
- 6 ハラスメント防止委員会は、ハラスメント等に関する相談を受け、調査が必要と認めた 場合は迅速に調査を行い、その結果を校長に報告するものとする。

(ハラスメント相談窓口)

第5条 ハラスメント防止委員会は、ハラスメントに関する相談に対応するために、ハラスメント相談窓口を設置し、それを統括する。

- 2 相談窓口は、生徒及び教職員等からハラスメントに該当する可能性のある事例について の相談に対応し、その内容をハラスメント防止委員会に報告する。
- 3 相談窓口は、相談員を置くことによってこれにあたる。
- 4 相談員は次の者とする。
 - (1) 教職員対象

ハラスメント防止委員および校長が指名する者

(2) 生徒対象

教育相談係(カウンセラーを含む)および校長が指名する者

(プライバシーへの配慮)

第6条 ハラスメントに関する相談及び苦情への対応に当たっては、当事者及び関係者のプライバシーに配慮し、個人の秘密を厳守しなければならない。

(不利益取り扱いの禁止)

第7条 ハラスメントに対する苦情の申し出、当該苦情に関する調査への協力その他ハラスメントに関して正当な対応をした生徒又は教職員等に対し、そのことを理由に不利益な扱いをしてはならない。

(懲 戒)

第8条 校長はハラスメント防止委員会の調査結果に基づき、行為者が教職員においては理 事長に報告したうえで就業規則等に照らし、生徒においては学則等に照らし、必要な措置 を厳正に講じる。

(再発防止の義務)

第9条 校長は、ハラスメントの事案が生じた時は、ハラスメント防止の周知の再徹底及び 研修の実施並びに事案発生の原因究明及び再発防止策の立案・実施等、適切な措置を講じ なければならない。

附則

1. この規程(内規)は、2020年4月1日から施行する。